

電気需給約款[低圧](法人)

2025 年 6 月 1 日実施

目 次

I. 総則	1
1. 適用	1
2. 需給約款の変更	1
3. 定義	2
4. 単位および端数処理	4
5. 実施細目	5
II. 契約の締結	5
6. 需給契約の申込み	5
7. 需給契約の成立および契約期間	5
8. 需要場所	6
9. 需給契約の単位	6
10. 供給の開始	6
11. 供給の単位	6
III. 契約種別および料金	6
12. 契約種別	6
13. 東電等の各供給区域における従量電灯	7
14. 関電等の各供給区域における従量電灯	11
15. 低圧電力	13
IV. 料金の算定および支払い	15
16. 料金の適用開始の時期	15
17. 検針日	15
18. 料金の算定期間	15
19. 使用電力量の算定	15
20. 料金の算定	15
21. 日割計算	16
22. 料金の支払義務および支払期日	16
23. 料金その他の支払方法	17
24. 延滞利息	17
25. 保証金	18
V. 使用および供給	18
26. 適正契約の保持	18
27. 力率の保持	18
28. 需要場所への立入りによる業務の実施	18
29. 供給の停止	19

30. 供給停止の解除	19
31. 違約金	19
32. 損害賠償および債務の履行の免責	19
33. 設備の賠償.....	20
VI. 契約の変更および終了.....	20
34. 需給契約の変更	20
35. 料金単価の変更	20
36. 需給契約の廃止	21
37. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および工事費負担金等相当額の精算	21
38. 需給契約の解約等	21
39. 需給契約消滅後の債権債務関係	22
VII. 供給方法、工事および工事費の負担.....	22
40. 供給方法および工事	22
41. 工事費負担金等相当額の申受け等	22
VIII. 保安	23
42. 調査および調査に対するお客さまの協力等.....	23
43. 保安に対するお客さまの協力.....	23
IX. その他	24
44. 反社会的勢力の排除	24
45. 不可抗力	24
46. 管轄裁判所.....	25
47. お客さまに係る情報の取り扱い	25
別 表.....	26
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	26
2. 燃料費調整.....	27
3. 離島ユニバーサルサービス調整	29
4. 契約負荷設備の総容量の算定.....	32
5. 加重平均力率の算定	32
6. 契約容量および契約電力の算定方法.....	32
7. 日割計算の基本算式	33

I. 総則

1. 適用

- (1) この電気需給約款[低圧]（以下「この需給約款」といいます。）は、当社が一般送配電事業者または配電事業者と締結した接続供給契約に基づき、当社と直接電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結した法人のお客さまに対して、電気を供給するときの条件を定めたものです。なお、当社との間で締結する電気需給契約書または当社が需給契約成立の意思表示としてお客さまに通知する電気需給契約通知書（以下「需給契約書等」といいます。）がこの需給約款に定めている内容によりがたい場合は、お客さまと当社との協議のうえ定めるものいたします。
- (2) お客さまは、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要家にかかる事項を遵守するものいたします。
- (3) この需給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
沖縄電力株式会社および電気事業法第2条第1項第8号イに定められている離島を除く一般送配電事業者の各供給区域
- (4) 当社は需給契約の締結、必要手続きなどを行うにあたり、当社が指定する連携事業者の一部の業務を委託する場合があります。

2. 需給約款の変更

- (1) 当社は、民法548条の4の規定にもとづき、当社が必要と判断した場合には、この需給約款を変更することがあります。この場合、変更後の電気需給約款[低圧]の実施期日以後の電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款[低圧]によります。
- (2) お客さまの需要場所を供給区域とする当該一般送配電事業者等の定める託送約款等が改定された場合、または法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令・条例・規則等をふまえ、民法548条の4の規定にもとづき、この需給約款を変更することがあります。この場合、変更後の電気需給約款[低圧]の実施期日以後の電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款[低圧]によります。
- (3) 当社は、この需給約款を変更する際には、あらかじめ変更後の電気需給約款[低圧]の内容およびその効力発生時期を当社ホームページに掲載する方法、メールによる通知その他の当社が適当と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により事前にお知らせし、効力発生時期が到来したときに、この需給約款が変更されるものいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。
- (5) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは、変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務に関わる消費税等相当額を支払うものいたします。

- (6) この需給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
 - ③ ①および②にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をとみなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の交付書面については、当社が適切と判断した方法により、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (7) お客さまと当社との間で需給契約が成立した場合、この需給約款等を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

3. 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 一般送配電事業者
経済産業大臣の認可を受け、自らが維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、その供給区域において託送供給を行う事業者をいいます。
- (2) 小売電気事業者
経済産業大臣の登録を受け、電力の小売供給を行う事業者をいいます。お客さまへ提供する電力の調達および電力の販売を行います。
- (3) 接続供給
小売電気事業者が調達した電力を、一般送配電事業者等がその維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、お客さまの需給地点まで送電することをいいます。
- (4) 接続供給契約
当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社と一般送配電事業者等との接続供給に係る契約をいいます。
- (5) 託送供給等約款
接続供給契約等の内容を規定する一般送配電事業者等の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項にもとづき経済産業大臣の認可を受けたものをいいます。
- (6) 需給地点
当社が、お客さまに電気の供給をするために一般送配電事業者等が行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(7) 需要場所

お客さまが電気を使用される場所をいい、原則として、以下のように取り扱います。

- ① 1 構内または 1 建物を 1 需要場所といたします。なお、構内とは柵（植木を含む。）、堀、溝、その他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として各建物が同一会計主体に属するものをいいます。また、建物とは、他の構造物から独立し、明瞭に単独とみなせる 1 建物をいいます。
- ② 上記①にかかわらず、隣接する複数の構内の場合において一般送配電事業者等が 1 需要場所と認めるときは、1 需要場所といたします。

(8) 供給地点特定番号

需要場所において付与される番号であって、対象となる需要場所を特定するための識別番号をいいます。

(9) 連携事業者

お客さまと当社との需給契約または変更等について、媒介または代理を業として行う者をいいます。

(10) 電気工作物

電気を供給するための設備・受電設備・屋内配線・電気使用設備等の総称をいいます。

(11) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(12) 電灯

白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(13) 小型機器

主として、住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(14) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(15) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(16) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(17) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(18) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(19) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(20) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(21) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(22) 消費税相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(23) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(24) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(25) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

4. 単位および端数処理

この需給約款において、料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力については、15（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、当該一般送配電事業者等が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当社は当該一般送配電事業者等との間で協議を行うものいたします。

II. 契約の締結

6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが、当社との間で直接新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式に従って申込していただきます。
契約種別、契約電流、契約容量、契約電力、使用開始希望日、供給地点特定番号、および電気料金単価等
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画をメールその他の方法により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、当社に申込みをしていただきます。なお、当該一般送配電事業者等との協議の推移および結果によっては、当社からの電力供給が使用開始希望日から遅れる場合があり、それに付随する損害については、その直接、間接を問わず当社はその責任の一切を負わないものいたします。

7. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みに対して当社が需給契約書等により承諾の意思表示をしたときに成立するものいたします。また、電子メールやインターネット等の電磁的方法により、当社所定の様式にしたがって申込をしていただいた場合も、同様に当社が需給契約書等により承諾の意思表示をしたときに成立するものいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - ① 契約期間は、お客さまとの需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年間といたします。
 - ② 契約期間満了に先立ち、お客さまより需給契約の終了または変更の申し出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。
- (3) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される

場合の契約期間の終期は、(2)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8. 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとします。

9. 需給契約の単位

当社は、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、従量電灯のうち1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合を除きます。

10. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込を承諾したときには、当該一般送配電事業者等と調整のうえ需給契約書等に需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気の供給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等との間で接続供給契約の締結その他の電気の供給に必要な手続きが完了しない場合には、電気の供給が開始されないことにつき、お客さまは、あらかじめ承諾していただきます。なお、電気の供給が開始されないことに付随する損害については、当社に故意または過失がある場合を除き、その直接、間接を問わず当社はその責任の一切を負わないものといたします。

11. 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

III. 契約種別および料金

12. 契約種別

- (1) 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社（以下「東電等」といいます。）の各供給区域における契約種別は、次のとおりといたします。なお、この需給約款に記載のない契約種別については、当社との間で締結する需給契約書等に定めるものといたします。ただし、北海道電力ネットワーク株式会社の供

給区域においては従量電灯 A 以外の契約種別といたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	A
		B
		C
電力需要	低圧電力	

- (2) 関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および四国電力送配電株式会社（以下「関電等」といいます。）の各供給区域における契約種別は、次のとおりといたします。なお、この需給約款に記載のない契約種別については、当社との間で締結する需給契約書等に定めるものといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	A
		B
電力需要	低圧電力	

13. 東電等の各供給区域における従量電灯

東電等の各供給区域における従量電灯は次のとおりといたします。

(1) 従量電灯 A

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。

③ 契約電流

a 契約電流は、5 アンペアといたします。

b 当社は、契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けられていることを前提といたします。

④ 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき、お客さまとの協議によって定めた使用電力量ごとの料金単価を乗じて算出する電力量料金（ただし、お客さまが一定の使用電力量を超えて使用されなかった場合には、お客さまとの協議によって定めた最低料金）および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表

2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)②に定めるx円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金は、燃料費調整額のほか、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)②に定めるx円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格がx円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(2) 従量電灯B

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- b 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、aに該当し、かつ、bの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

③ 契約電流

- a 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- b 契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器が取り付けられていることを前提といたします。

④ 料金

料金は、お客さまとの協議により定めた基本料金、お客さまとの協議により定めた使用電力量ごとの料金単価にその1月の使用電力量を乗じて算出する電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発

電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②に定める x 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金は、燃料費調整額のほか、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

上記で算定された基本料金および電力量料金との合計がお客さまとの協議により定めた最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、当該最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(3) 従量電灯 C

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- b 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

④ 契約容量

- a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに当該一般送配電事業者等の託送約款等に定める負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を確認することがあります。

⑤ 料金

料金は、お客さまとの協議により定めた基本料金、お客さまとの協議により定めた使用電力量ごとの料金単価にその 1 月の使用電力量を乗じて算出する電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②に定める x 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金は、燃料費調整額のほか、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

14. 関電等の各供給区域における従量電灯

関電等の各供給区域における従量電灯は次のとおりといたします。

(1) 従量電灯 A

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- b 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

③ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

④ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき、お客さまとの協議により定めた使用電力量ごとの料金単価を乗じて算出する電力量料金（ただし、お客さまが一定の使用電力量を超えて使用されなかった場合には、お客さまとの協議によって定めた最低料金）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)②に定めるx円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)②に定めるx円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、中国電力ネットワーク株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金は、燃料費調整額のほか、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)②に定めるx円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）

(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(2) 従量電灯 B

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- b 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

④ 契約容量

- a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに当該一般送配電事業者等の託送約款等に定める負荷設備の入力換算容量によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約

容量は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を確認することがあります。

⑤ 料金

料金は、お客さまとの協議により定めた基本料金、お客さまとの協議により定めた使用電力量ごとの料金単価にその 1 月の使用電力量を乗じて算出する電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②に定める x 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、中国電力ネットワーク株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金は、燃料費調整額のほか、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

15. 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、当社へお客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準

周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

- ① 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、当該一般送配電事業者等の託送約款等に定める負荷設備の入力換算容量によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計に b の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、b の係数を乗じないものといたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

b a によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- ② お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを当社へ希望される場合には、契約電力は、①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金

料金は、お客さまとの協議によって定めた基本料金、お客さまとの協議によって定めた夏季またはその他季の料金単価を乗じて算出する電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②に定める x 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②に定める x 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および九州電

力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金は、燃料費調整額のほか、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)②に定めるx円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって算定された離島平均燃料価格がx円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

IV. 料金の算定および支払い

16. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。

17. 検針日

検針日は、託送約款等に定めるところによるものいたします。

18. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

19. 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量の算定は、託送約款等における接続供給電力量といたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。

20. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - ① 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ② 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

- ③ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

21. 日割計算

- (1) 当社は、20（料金の算定）(1)①、②または③の場合は、次により料金を算定いたします。
 - ① 基本料金、最低料金または最低月額料金は、別表 7（日割計算の基本算式）(1)①により日割計算をいたします。
 - ② 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 7（日割計算の基本算式）(1)②または③により算定いたします。
 - ③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)④により算定いたします。
 - ④ ①、②および③によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 20（料金の算定）(1)①の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。また、20（料金の算定）(1)②の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - ① 支払義務の発生日は、検針日といたします。
 - ② 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の属する月の翌月 1 日から起算して口座振替により料金の支払いをされる場合には 23 日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には 21 日目といたします。
 - ① 当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の属する月の翌月 1 日から起算して、口座振替により料金の支払いをされる場合には 23 日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には 21 日目といたします。
 - ② お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうち、その月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の属する月の翌月 1 日から起算して、口座振替により料金の支払いをされる場合には 23 日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には 21 日目といたします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」とい

います。)に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

23. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金および工事費負担金等相当額（以下あわせて「料金等」といいます。）の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によるものとしたしますが、料金については、原則として①の方法により支払っていただきます。
 - ① お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。なお、その際に発生する手数料は当社が負担いたします。
 - ② お客さまが当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより料金等を支払われる場合には、その際に発生する手数料はお客さまに負担していただきます。
- (2) お客さまが料金等を(1)①、②により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものとしたします。
 - ① (1)①により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ② (1)②により支払われる場合は、料金等がその金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金等を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとしたします。
- (4) 料金等は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 料金については、当社はお客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。なお、当社は、前受金について利息を付しません。

24. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を23（料金その他の支払方法）(1)①により支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの、および再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 × 消費税等の税率 / (1 + 消費税等の税率)

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

25. 保証金

- (1) 当社は、お客さまに与信上の懸念があると認められた場合その他当社が必要と判断した場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、保証金を預けていただくことがあります。保証金は、予想月額料金の 3 月分に相当する金額を基準として決定し、保証金の預かり期間は、契約期間の範囲内といたします。
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (5) 当社は、需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V. 使用および供給

26. 適正契約の保持

当社は、当該一般送配電事業者等から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適當であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、お客さまと当社との需給契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

27. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれ電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率にならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

28. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお

客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社または当該一般送配電事業者等の係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務

29. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、当社もしくは当該一般送配電事業者等がその旨を警告しても改めない場合には、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。
 - ① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ④ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ⑤ 28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および当該一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- (2) お客さまがその他この需給約款、託送約款等に反した場合には、電気の供給が停止されることがあります。

30. 供給停止の解除

29（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合で、お客さまがその理由となった事実を解消した場合は、すみやかに電気の供給が再開されます。

31. 違約金

- (1) お客さまが 29（供給の停止）(1)②から④までに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、不正な使用方法にもとづいて支払いを免れたと当社が合理的に算定する金額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

32. 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 38（需給契約の解約等）によっ

て需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

33. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI. 契約の変更および終了

34. 需給契約の変更

お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに需給契約の締結を希望される場合に準ずるものといたします。

35. 料金単価の変更

当社は、当該一般送配電事業者等の託送約款等が改定された場合、当該お客さまの需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の料金が改定された場合、発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合またはその他電気の供給に関わる情勢に大きな変化がある場合またはお客さまの電気の使用状況がお客さまから需給契約の締結または変更前にお申し出のあった電気の使用状況と著しく異なる（お客さまによる発電設備の導入や他の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合や自己託送により電気の供給を受ける場合を含みますがこれに限りません。）と当社が判断した場合は、次の手順により、需給契約における新たな料金単価を定めるものといたします。

- (1) 当社は、新たな料金単価およびその適用開始予定日（以下「新料金単価適用開始予定日」といいます。）を当社が適切と判断した方法にてお客さまに通知いたします。
- (2) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始予定日の 15 日前までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を終了することができます。この場合には、需給契約は、需給契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始予定日の前日をもって終了するものといたします。本項による需給契約終了の場合には、当社およびお客さまは、互いに本項による需給契約終了に伴う一切の損害賠償義務または補償義務等を負わないものといたします。
- (3) (2)に定める期限までに、お客さまから廃止の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始予定日より、(1)において当社から通知した新

たな料金単価を適用いたします。

36. 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 需給契約は、38（需給契約の解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - ① 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ② お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
 - ③ 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に需給契約が消滅するものといたします。

37. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算
- お客さま（東電等の各供給区域における従量電灯 A、従量電灯 B および関電等の各供給区域における従量電灯 A のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から当社に請求された料金および工事費負担金等相当額の精算額をお客さまから申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

38. 需給契約の解約等

- (1) 29（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客さまに対する通知により解約することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の 15 日前までに書面にてお知らせいたします。
 - ① お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - ② お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - ③ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは破綻その他

倒産手続の申立がなされたとき

- ⑤ 営業の全部を譲渡し、またはその決議をしたとき
 - ⑥ 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
 - ⑦ 競売を申し立てられ、または仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたとき
 - ⑧ 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
 - ⑨ 資本の減少、営業の廃止もしくは変更または合併によらない解散の決議をしたとき
 - ⑩ 営業の重要な一部の譲渡し、またはその決議をしたとき
 - ⑪ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ⑫ お客さまがその他この需給約款および需給契約に反した場合
- (3) お客さまが、36（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気が使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

39. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約の契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII. 供給方法、工事および工事費の負担

40. 供給方法および工事

当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

41. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

- (4) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

VIII. 保安

42. 調査および調査に対するお客様の協力等

- (1) お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、法令で定めるところにより、当該一般送配電事業者等、または当該一般送配電事業者等が委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）により調査が行われます。この場合、当該一般送配電事業者等または登録調査機関は、必要があるときは、お客様の承諾をえて、お客様から電気工作物の配線図の提示を提示していただきます。なお、お客様は、当該一般送配電事業者等または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (2) お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。

43. 保安に対するお客様の協力

- (1) 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者等に通知していただきます。
- ① お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ② お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客様が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社および当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合、保安上とくに必要があるときは、当該一般送配電事業者等と協議していただくことがあります。
- (3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客様と当該一般送配電事業者等とで協議していただきます。
- (4) 需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物については、託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が保安の責任を負いま

す。

IX. その他

44. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、互いに相手方に対し、需給契約締結時および将来にわたり、次の各号の事項を表明し、保証するものといたします。
 - ① 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないこと
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、約款の締結および履行をするものではないこと
- (2) 前項のほか、お客さまおよび当社は、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものといたします。
 - ① 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為
 - ② 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ③ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為
 - ④ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - ⑤ 反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為

45. 不可抗力

- (1) 不可抗力による免責
お客さまおよび当社は、次に定める不可抗力によって需給契約の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わないことといたします。
 - ① 地震等の天災地変が起きた場合
 - ② 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
 - ③ お客さまおよび当社の責めに帰すべき事由によらず当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備が損傷または亡失した場合
- (2) 不可抗力による解約
 - ① (1)で定める不可抗力を原因として需給契約の履行ができない場合、お客さままたは当社は需給契約の一部または全部を解約することができます。
 - ② ①で定める解約にともなう損害については、お客さまおよび当社は互いに損害賠償責任を負わないこととします。

46. 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

47. お客さまに係る情報の取り扱い

- (1) 当社は、基本情報（氏名、住所、電話番号および需給契約の契約番号）、および供給（受電）地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）を、託送供給契約の締結、変更または解約のため、電力需給契約の廃止取次のため、供給（受電）地点に関する情報の確認のため、および電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般送配電事業者の業務遂行のため、小売電気事業者、一般送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で、お客さまの個人情報を共同で利用することがあります。
- (2) 当社は(1)に記載のお客さまに係る情報を、当社を含む連携事業者の業務(契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務)の遂行上必要な範囲で利用いたします。また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客さまに係る情報を当社の業務を委託している者、および銀行等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、当該業務遂行にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、関電等の各供給区域における従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量（1 契約につき最初の z キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、以下同様とします。なお、z は、需給契約書等で定めるものとします。）に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- ② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ については、付表 1 のとおりといたします。

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

※ 各式で用いる x は付表 1 のとおりといたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (x \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - x \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ただし、関電等の各供給区域内の需要場所における従量電灯 A の場合における最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、その場合の電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

※ z は付表 2 のとおりといたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、付表 1 のとおりといたします。

ただし、関電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて、契約種別が従量電灯 A の場合、基準単価は、付表 2 のとおりといたします。

【付表 1】

供給区域	α 、 β および γ の値	基準単価 (1 キロワット時につき)	基準燃料価格 (x 円)
北海道	$\alpha = 0.1874$	17 銭 3 厘	80,800 円
	$\beta = 0.0899$		
	$\gamma = 1.0036$		
東北	$\alpha = 0.0259$	19 銭 7 厘	83,500 円
	$\beta = 0.2563$		
	$\gamma = 0.8915$		
東京	$\alpha = 0.0048$	18 銭 3 厘	86,100 円
	$\beta = 0.3827$		
	$\gamma = 0.6584$		
中部	$\alpha = 0.0275$	23 銭 3 厘	45,900 円
	$\beta = 0.4792$		
	$\gamma = 0.4275$		

北陸	$\alpha = 0.0415$	16 銭 5 厘	79,800 円
	$\beta = 0.0745$		
	$\gamma = 1.2499$		
関西	$\alpha = 0.0140$	16 銭 5 厘	27,100 円
	$\beta = 0.3483$		
	$\gamma = 0.7227$		
中国	$\alpha = 0.0406$	21 銭 2 厘	80,300 円
	$\beta = 0.0992$		
	$\gamma = 1.1994$		
四国	$\alpha = 0.0875$	15 銭 4 厘	80,000 円
	$\beta = 0.0770$		
	$\gamma = 1.1770$		
九州	$\alpha = 0.0053$	13 銭 6 厘	27,400 円
	$\beta = 0.1861$		
	$\gamma = 1.0757$		

【付表 2】

供給区域	z (キロワット時)	基準単価 (契約種別が従量電灯 A の場合)		
		最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
関西	15	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
		最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 18 銭 5 厘
中国	15	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	21 銭 2 厘
		最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 69 銭 4 厘
四国	11	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	15 銭 4 厘
		最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 69 銭 4 厘

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均

燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ については、付表 3 のとおりといたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

※ 各式に用いる x は付表 3 のとおりといたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が x 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (x \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が x 円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - x \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等
---	--------------------

④ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、関電等の各供給区域内の需要場所における従量電灯 A の場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量に②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、その場合の電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。なお、(2)離島基準単価の各付表に記載されていない供給区域は、離島ユニバーサル調整額の適用はありません。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、付表 3 のとおりいたします。ただし、関電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて、契約種別が従量電灯 A の場合、離島基準単価は、付表 4 のとおりいたします。

【付表 3】

供給区域	α 、 β および γ の値	離島基準単価 (1 キロワット時につき)	離島基準 燃料価格 (x 円)
北海道	$\alpha = 1.0000$	1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東北	$\alpha = 1.0000$	1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
中国	$\alpha = 1.0000$	1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
九州	$\alpha = 1.0000$	3 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		

【付表 4】

供給区域	離島基準単価（契約種別が従量電灯 A の場合）		
中国	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	1 銭 7 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1 厘

4. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

① 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

② 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

a 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの。

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

b a 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

5. 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{100 \times \{\text{電熱器総容量}\} + 90 \times \{\text{力率 90 の機器総容量}\} + 80 \times \{\text{力率 80 の機器総容量}\}}{\text{機器総容量}}$$

6. 契約容量および契約電力の算定方法

13（東電等の各供給区域における従量電灯）(3)④b、14（関電等の各供給区域における従量電灯）(2) または 15（低圧電力）(4)②の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7. 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、算定された電力量の単位は、1 キロワット時として、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- ① 基本料金、最低料金または最低月額料金の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、20（料金の算定）(1)③に該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- ② 東電等の各供給区域における従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

- a 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = \text{最低料金内の使用電力量} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

- b 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{電力使用量} \times \text{電力使用量別段階従量単価}$$

日割計算における電力使用量別段階従量単価の適用範囲については次のとおりといたします。

●通常計算時

	適用範囲	単価
第一段階料金	α kWh まで	X
第二段階料金	α kWh をこえ、 β kWh まで	Y
第三段階料金	β kWh をこえる	Z

●日割計算時

α	$\alpha \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$
β	$\beta \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$

※ α' および β' の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

	適用範囲	単価
第一段階料金	α' kWh まで	X
第二段階料金	α' kWh をこえ、 β' kWh まで	Y
第三段階料金	β' kWh をこえる	Z

③ 関電等の各供給区域における従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

a 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = \text{最低料金内の使用電力量} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

b 従量電灯 B

$$\text{電力使用量} \times \text{電力使用量別段階従量単価}$$

日割計算における電力使用量別段階従量単価の適用範囲については次のとおりといたします。

●通常計算時

	適用範囲	単価
第一段階料金	α kWh まで	X
第二段階料金	α kWh をこえ、 β kWh まで	Y
第三段階料金	β kWh をこえる	Z

●日割計算時

α'	$\alpha \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$
β'	$\beta \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$

※ α' および β' の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

	適用範囲	単価
第一段階料金	α' kWh まで	X
第二段階料金	α' kWh をこえ、 β' kWh まで	Y
第三段階料金	β' kWh をこえる	Z

④ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

a 20（料金の算定）(1)①の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

b 20（料金の算定）(1)②の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

① 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

② 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。